

第14章 竣工検査

1. 検査の注意事項

- (1) 工事事業者は、工事完了後速やかに、かつ必ず施主への引渡し前に検査を受けること。
- (2) 工事事業者は、「給水装置工事竣工報告書」の提出に先立ち、別冊の「給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検査申請書」により、次の2に列記する項目の検査を十分に行なうこと。
- (3) 工事事業者は、予定する検査日の3営業日前までに「給水装置工事竣工報告書」、及び「給水装置工事自主検査報告書 兼 竣工後工事検査申請書」を管理者に提出し、検査日を協議すること。
また、その際、設計審査・検査手数料を納入すること。

※特記事項等

・管理者が必要が無いと認めた場合は、現地検査を省略する。

- (4) 現地検査を行う場合、工事事業者は、テストポンプ、及び必要工具を持参のうえ、主任技術者に立会いをさせること。
- (5) 工事事業者は、管理者から「給水装置工事竣工報告書」の手直しの指示を受けた場合は、検査日から3営業日以内に再提出すること。

2. 検査項目

- (1) 給水装置工事竣工報告書の記載内容のとおり施工されているか。
- (2) 漏水が発生していないか（テスト圧力0.75MPa、2分間目視による耐圧試験）。
- (3) 配管の口径、経路、延長、埋設深度、接合方法が適切であるか。
- (4) 集合住宅等で複数の水道メーターを設置する場合、誤配管がされていないか。
- (5) 第一止水栓の設置状況、及び操作に支障がないか。
- (6) 水道メーターは逆付けや片寄りがなく、水平に取付けられており、台座は最上段に設置されているか。
- (7) 水道メーター、メーターボックスの設置位置は、検針・取替えに支障がないか。
- (8) 水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な処置がなされているか。

※特記事項等

・保温用の砂や保温材は水道メーター本体がもぐるまで入れること。

- (9) 給水用具が性能基準適合品であるか。
- (10) 逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間が確保されているか。
- (11) 通水後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーターを経由しているか。
- (12) 給水用具の吐水量、動作状態などに異常がないか。
- (13) 水質に異常（臭気、異物、塩素の揮発）がないか。

3. 写真等の提出

- (1) 工事事業者は、次の写真等を提出することにより、検査の効率的な実施を図ること。
 - ① 水道メーターの位置が分かる写真
 - ② メーターボックス内の状況が分かる写真
 - ③ 水道メーターの番号が識別できる写真
 - ④ 自主検査における耐圧試験の実施状況にかかる写真
 - ⑤ その他